

事務連絡
平成25年2月1日

公益社団法人日本建築士会連合会
社団法人日本建築士事務所協会連合会
社団法人日本建築家協会
社団法人日本建設業連合会
社団法人全日本建築士会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について

建築物の設計者等が建築士であることについては、建築確認手続きにおいて建築士免許証等の写し等により確かめているところですが、今般、一級建築士免許証の写しの偽造により、一級建築士でない者が一級建築士と詐称していた事案が全国で発覚していることを踏まえ、同様の事案の再発防止を図る観点から、より厳格な方法により建築士免許登録の有無を確かめることが必要とされています。

また、平成20年施行の改正建築士法により、建築士事務所に属する建築士に対する定期講習の受講が義務付けられ、平成24年3月をもって受講の経過措置期間が終了したところですが、未受講者に対する定期講習の受講促進のためには、建築確認手続きの機会をとらえ、設計者等である建築士に対して定期講習の受講を促すことが有効です。

このため、平成25年1月より、建築確認手続きにおいて、建築士免許証等及び定期講習修了証の原本等により、建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認するよう、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し別添の技術的助言を送付し要請しているところです。

貴職におかれましては、これらの措置について会員に対して周知を行い、建築士法の円滑な施行にご協力いただきますようお願い申し上げます。